

国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案について

国家戦略特別区域法（平成二十五年十二月十三日法律第百七号）第二十一条第三項の規定により、国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案を次のように公告する。

なお、関係区の住民および利害関係人は、縦覧期間中東京圏国家戦略特別区域会議に対して意見書を提出することができる。

平成二十六年十二月一日

東京圏国家戦略特別区域会議

- 一 国家戦略都市計画建築物等整備事業に係る都市計画に定めるべき
事項の種類 東京都市計画都市再生特別地区（竹芝地区）
当該事項を定める土地の区域 追加する部分 東京都港区海岸一丁目地内
 - 二 縦覧場所
東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課（東京都庁第二本庁舎二十一階北側）及び港区役所
 - 三 縦覧期間 公告の日から二週間
 - 四 意見書の提出先 新宿区西新宿二丁目八番一号
東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課
-
- 一 国家戦略都市計画建築物等整備事業に係る都市計画に定めるべき
事項の種類 東京都市計画地区計画竹芝地区地区計画
当該事項を定める土地の区域 東京都港区海岸一丁目地内
 - 二 縦覧場所 港区都市計画課（港区役所六階）
 - 三 縦覧期間 公告の日から二週間
 - 四 意見書の提出先 港区芝公園一丁目五番二十五号
港区街づくり支援部都市計画課
-
- 一 国家戦略都市計画建築物等整備事業に係る都市計画に定めるべき
事項の種類 港歩行者専用道第8号線
当該事項を定める土地の区域 東京都港区海岸一丁目地内
 - 二 縦覧場所 港区都市計画課（港区役所六階）
 - 三 縦覧期間 公告の日から二週間
 - 四 意見書の提出先 港区芝公園一丁目五番二十五号
港区街づくり支援部都市計画課

国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案について

国家戦略特別区域法（平成二十五年十二月十三日法律第百七号）第二十一条第三項の規定により、国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案を次のように公告する。

なお、関係区の住民および利害関係人は、縦覧期間中東京圏国家戦略特別区域会議に対して意見書を提出することができる。

平成二十六年十二月一日

東京圏国家戦略特別区域会議

- 一 国家戦略都市計画建築物等整備事業に係る都市計画に定めるべき
事項の種類 東京都市計画都市再生特別地区（虎ノ門四丁目地区）
当該事項を定める土地の区域 追加する部分 東京都港区虎ノ門三丁目及
び四丁目各地内
- 二 縦覧場所
東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課（東京都庁第二本庁舎二十一
階北側）及び港区役所
- 三 縦覧期間 公告の日から二週間
- 四 意見書の提出先 新宿区西新宿二丁目八番一号
東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課